

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

\*\*\*\*\*

★国交省公開情報(R2.5.15 第 554 号より)

●自動車検査証の有効期間を延長～新型コロナ対策～

新型コロナウイルスの緊急事態措置の実施期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が延長されることになりました。

○対象車両

自動車検査証の有効期間の満了日が 6 月 1 日～6 月 30 日までの自動車全て  
(現在、満了日が 6 月 1 日まで延長されているものを含む)

○伸長期間

7 月 1 日まで

詳細はこちら

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000242.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000242.html)